

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!

国税電子申告・
納税システム

e-Tax



納税には
ダイレクト納付が
便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ ～確定申告はご自宅からマイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォン
やパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応ス
マートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン
（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等の
データが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。



作成コーナ
ーはこちら

マイナポータル連携
の詳細はこちら



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、
税務署から書類の提出
又は提示を求められるこ
とがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ
イータックス 🔍 検索



\\ 消費税の期限内納付を忘れずに。//

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。



個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

確定申告書等作成コーナーで
手軽に申告書が
作成できます。



申告・納付には
e-Taxが
利用できます。



- ❖ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ❖ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ❖ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ❖ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

◆ ◆ 期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！ ◆ ◆

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※5) (確定申告1回、中間申告不要)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。なお、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税制度の適用を受けることが可能です。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内

検索



簡単・便利 キャッシュレス納付 をご利用ください



国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

おすすめ

ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。

こんな方におすすめ

- ☐ e-Taxで申告等をされている方
- ☐ 毎月の源泉所得税など、納付する機会が多い方

インターネット バンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。



こんな方におすすめ

- ☐ e-Taxで申告等をされている方
- ☐ インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用されている方

振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。

こんな方におすすめ

- ☐ 申告所得税の予定納税や個人消費税の中間申告がある方
- ☐ 個人事業主で毎年申告している方

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。

※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

こんな方におすすめ

- ☐ クレジットカード決済をよく利用されている方
- ☐ ダイレクト納付やインターネットバンキングに対応する口座をお持ちでない方

スマホアプリ 納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。

納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。

こんな方におすすめ

- ☐ スマホ申告をされた方
- ☐ 普段からPay払いを利用されている方

